

大口町告示第74号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条第1項の規定により、平成28年度大口町一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成28年4月1日

大口町長 鈴木雅博

1 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみの排出量は、自家処理、集団回収等を除き7,880tとし、適正処理に努める。

排出量内訳

種類	排出量(t)	細分類
可燃ごみ	5,500	収集車(家庭系) 直接搬入(事業系) 自己搬入
プラスチック類	100	その他プラスチック類、ライター類、ビデオテープ類
可燃性粗大	190	有料可燃粗大、可燃中型
不燃性粗大	20	有料不燃粗大、不燃中型
埋立ごみ	60	陶磁器類・ガラス類
資源ごみ	2,000	缶類(スチール缶・アルミ缶)、金属類(小型金属類)、ビン類(生ビン類・雑ビン(無色・有色)・化粧ビン類)、プラスチック類(ペットボトル類、トレー・発泡スチロール類、容器包装プラスチック類)、古紙類(ダンボール・新聞・雑誌・ざつがみ・牛乳パック)、布類(布類・衣類)、剪定枝・草等、使用済小型家電
特別ごみ	10	乾電池類・蛍光灯類
計	7,880	

(2) し尿の排出量は800kl、浄化槽汚泥の排出量は3,500klとし、適正処理に努める。

2 一般廃棄物の処理主体

(可燃ごみ、資源ごみ等)

(1) 可燃ごみは、委託業者及び下表に掲げる許可業者による収集（多量の場合は、自己搬入）、処分については江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて行うものとする。

上田商店	第一環境（株）	大和エンタープライズ（株）
（株）中部クリーンシステム	東海装備（株）	（有）タツミ産業
中日コプロ（株）	（有）愛知環境センター	坪井金属（有）
やまもと企画（株）	内藤商店（株）	（有）伸和環境
中部メディカル（有）	（株）ハニダ	木曽川環境クリーン（株）
（株）クリエーション	（有）芳村商店	大和エルフ（株）
シバタ（株）	（有）シンセイ	（有）江南紙原料
（株）東海SUNKERY	（有）ホテイクリーン	（株）大栄工業
（株）倉衛工業	（有）紙資源名古屋	大成環境（株）

(2) プラスチック類（その他プラスチック類、ライター類、ビデオテープ類）は、江南丹羽環境管理組合環境美化センター搬入後、適正処理を行うものとする。

(3) 有料戸別収集による粗大ごみと地域集積場から収集した中型ごみの処理については、可燃物は江南丹羽環境管理組合環境美化センターで、不燃物は委託業者にて行うものとする。

(4) 埋立ごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。

(5) 資源ごみは、町・委託業者による収集、資源化処理を行うものとする。容器包装プラスチック類及びペットボトル類については、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにて再商品化を図るものとする。

(6) 資源ごみ（剪定枝・草等は除く）及び特別ごみについては、大口町資源リサイクルセンターにて月曜日から土曜日まで（国民の祝日及び12月29日

から翌年の1月3日までの日を除く。)回収を行うものとする。

- (7) 資源ごみ(剪定枝・草等)については、有機資源保管所(豊田地区及び二ツ屋地区)にて回収を行うものとする。なお、豊田地区は金曜日及び日曜日、二ツ屋地区は土曜日及び月曜日に回収するものとする。
- (8) 資源ごみ(使用済小型家電)については、大口町資源リサイクルセンターにおいて回収を行い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、国が認定した事業者による収集、資源化処理を行うものとする。
- (9) 特別ごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。

(し尿及び浄化槽汚泥)

- (1) し尿の収集は、許可業者(株)倉衛工業とし、浄化槽清掃に伴って生じる汚泥の収集は、許可業者(株)倉衛工業、(株)東海SUNKEY、(有)扶桑クリーン社、(株)大栄工業、(有)ホテイクリーン、及び(有)犬山衛生管理組合とし、汚泥の処分は愛北広域事務組合愛北クリーンセンターによるものとする。

なお、浄化槽清掃業の新規許可申請については、受け付けを行わない。

(一般廃棄物処理業許可業者)

- (1) 一般廃棄物処理業の新規許可申請については、受け付けを行わない。ただし、江南市及び扶桑町で収集した一般廃棄物を、江南丹羽環境管理組合環境美化センターへ搬入するための申請については、この限りではない。

3 処理計画

(ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画等)

(1) ごみ処理実施計画

可燃ごみ(台所ごみ)の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機器及びボカシの利用による自家処理に努める。また、資源ごみ、埋立ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、プラスチック類及び特別ごみについては、今後一層分別の徹底を図り、減量化及び再資源化に努める。

(2) 適正処理困難物

特定家庭用機器再商品化施行令(平成10年政令第378号)第1条に規

定する特定家庭用機器（ユニット形エアコンディショナー、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機）、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品（パソコンコンピューター、密閉形蓄電池）及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項に基づき町長が適正な処理が困難であると指定したパソコンコンピューター（指定再資源化製品を除く）、機械油、塗料、プロパンガス容器、スプリング入りマットレス、バッテリー、消火器、オートバイ、原動機付自転車、耐火金庫、農業用機械器具、ピアノ、業務用機械器具、建築廃材、事業所から出る粗大ごみ、その他処理が困難なもの

（3）生活排水処理実施計画

公共下水道、集落排水及び合併処理浄化槽による処理を推進する。

区域 町内全域

（4）収集運搬計画

ア 収集運搬量

区分	委託業者の 収集運搬量	許可業者の 収集運搬量	自己搬入量
可燃ごみ	3, 300t	2, 199t	1t
プラスチック類	100t		
粗大ごみ(可燃・不燃)	210t		
埋立ごみ	60t		
特別ごみ	10t		
資源ごみ	1, 770t		230t
し尿		800kl	
浄化槽汚泥		3, 500kl	

イ 収集区域 町内全域

ウ 収集回数（自己搬入分は除く）

区分	収集回数
可燃ごみ	委託業者収集 週2回、許可業者収集 隨時

プラスチック類	委託業者（各集積場 その他プラスチック類月2回、ライター類・ビデオテープ類月1回）
粗大ごみ（可燃・不燃）	委託業者（有料戸別収集 隨時、中型ごみ各集積場月1回）
埋立ごみ	委託業者（各集積場月1回）
特別ごみ	委託業者（各集積場月1回）
資源ごみ	委託業者（各集積場 容器包装プラスチック類・ペットボトル類等月2回、古紙類（ざつがみは月2回）・缶類等月1回）
し尿	許可業者（隨時）
浄化槽汚泥	許可業者（年1回以上）

エ 収集方法

可燃ごみは路線収集方式、粗大ごみ（中型ごみは除く）は戸別収集方式、他の資源ごみ等はステーション方式とする。

オ 収集運搬する廃棄物の運搬先別の内訳

区分	運搬先
可燃ごみ	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
プラスチック類	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
粗大ごみ（可燃）	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
粗大ごみ（不燃）	再生資源化委託業者処理場
埋立ごみ	処理委託業者処理場
特別ごみ	再生資源化委託業者処理場
資源ごみ	再生資源化委託業者処理場
し尿	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
浄化槽汚泥	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター

4 中間処理計画

（1）処理施設の概要

（ごみ処理施設）

施設名 江南丹羽環境管理組合環境美化センター
所在地 丹羽郡大口町河北一丁目131番地
形 式 旋回流型流動床式焼却炉
能 力 150t／24H (75t／24H×2炉)
(し尿及び浄化槽汚泥処理施設)

施設名 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
所在地 岩倉市野寄町向山760番地
形 式 高負荷脱窒素処理方式（一次処理水の下水道投入）
能 力 280kl／日（し尿・浄化槽汚泥）

（2）残渣の処分方法

処理施設内、アセック及び委託業者（処理施設）に埋立処分とする。

（3）他市町への排出

処理施設	区分	年間計画数量
株愛北リサイクル (犬山市・江南市)	資源ごみ (容器包装プラスチック類、 ペットボトル類、トレー・発泡 スチロール類)	200t
野村興産（北海道北見市）	特別ごみ	10t
株ディーアイディー (一宮市)	可燃ごみ (事業系食品残渣排出分)	70t
三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	可燃ごみ（在宅医療廃棄物）	2t
三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	埋立ごみ	60t

5 その他

- （1）長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ減量の推進を図るため「ごみ処理基本計画」を基本に進める。
- （2）可燃ごみ（台所ごみ）の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機

器購入費補助制度、ボカシ利用による堆肥作りのPRにより、さらにごみの減量に努める

- (3) 3R（リユース、リデュース、リサイクル）の必要性を「広報おおぐち」、町ホームページ及び各種イベント等を通じて、啓発及び情報発信を図る。
- (4) 「広報おおぐち」、「ごみゼロ運動」、「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動」及び「アダプトプログラム」を通じ、ごみ散乱防止意識の啓発に努める。
- (5) 資源ごみ集団回収登録団体（事業所を含む）に助成金の交付することにより、資源回収活動を奨励し、資源の有効利用を図る。
- (6) 家庭での資源ごみ分別の徹底を図るため、地域での資源ごみ回収の利用及び資源リサイクルセンターの利用にポイント制度を実施する。
- (7) 組成調査等により、ごみの分別が徹底されていないことが判明した事業所及び許可業者に対する訪問指導を強化していく。併せて、資源化可能な品目や資源化に関する具体的な事例や手法の紹介などの情報提供を行う。
- (8) 不燃物集積場整備事業補助金を交付することにより、一層のごみ分別処理の効率向上を図る。